

診療情報取得・活用体制について

【医療情報・システム基盤整備体制充実加算】

当院では、マイナンバーカードを利用したオンラインによる診療情報の取得・活用体制を整備しています。

この体制は、患者さんの薬剤情報や特定健診などの診療情報を元に、より質の高い医療提供に資することを目的としています。当該体制の整備に伴い、厚生労働省の定めにより以下の点数を算定しています。

令和5年4月1日～

マイナンバーカード

持っている

持っていない

医療情報の取得

同意する

同意しない

初診時 2点
再診時 加算なし

初診時 6点
再診時 2点